

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定

☆：技術資料提示（会合：希望） ○：まとめ資料提示（会合：希望）
★：技術資料提示（会合：実績） ●：まとめ資料提示（会合：実績）

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定（2022.9.15時点）

条文	ステータス※	補正（希望時期）▽												許可（希望時期）▽				
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
第32条 炉心等	④		●						○									
第43条 試験用燃料体	④		●						○									
第19条 反応度制御系統	④		●						○									
第59条 原子炉停止系統	③		●						○									
第29条 実験設備等	④		●						○									
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	④		●						○									
第12条 安全施設	④		●						○									
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	炉心損傷に至る可能性のある事故	③		●					○									
	格納容器破損に至る可能性のある事故	③		●					○									
	事故シナシ「グループ」及び重要事故シナシ	③		●					○									
	解析コード	③		●					○									
	炉心損傷防止措置	ULOF	③		●					○								
		UTOP	③		●					○								
		ULOHS	③		●					○								
		LORL	③		●					○								
		PLOHS	③		●					○								
		SBO	③		●					○								
		LF	③		●					○								
	格納容器破損防止措置	ULOF	③		●					○								
		UTOP	③		●					○								
		ULOHS	③		●					○								
		LORL	③		●					○								
		PLOHS	③		●					○								
		SBO	③		●					○								
		LF	③		●					○								
	使用済燃料損傷防止措置	冷却機能喪失事故	③		●					○								
		冷却水喪失事故	③		●					○								
技術的能力	対策用資機材	③		●					○									
	対策手順及び要員	③		●					○									
	大規模損壊（大規模ナトリウム火災他）	③		★●														
第55条 一次冷却系統設備	④		●					○										
第56条 残留熱を除去することができる設備	④		●					○										
第57条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	④		●					○										
第58条 計測制御系統施設	④		●					○										
第18条 安全保護回路	④		●					○										
第50条 原子炉制御室等	④		●					○										
第23条 保管施設	④		●					○										
第44条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	④		●					○										
第60条 原子炉格納施設	④		●					○										
第7条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	④		●					○										
第10条 誤操作の防止	④		●					○										
第28条 保安電源設備	③		●					○										
第42条 外部電源を喪失した場合の対策設備等	③		●					○										
第11条 安全避難通路等	④		●					○										
第30条 通信連絡設備等	④		●					○										
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設	④		●					○										
第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	④		●					○										
第25条 放射線からの放射線業務従事者の防護	④		●					○										
第51条 監視設備	④		●					○										
第3条 試験研究用等原子炉施設の地盤	原子炉施設の地盤（地質）	④							○									
	原子炉施設の地盤（地震動）	②		★					○									
	地下構造	④							○									
	震源を特定して策定する地震動	④							○									
	震源を特定せず策定する地震動	④							○									
第4条 地震による損傷の防止	地盤・斜面の安定性	②		★			★		○									
	耐震設計方針	①		★	●				★	※		○						
	地震による津波	②			★				○									
	耐津波設計方針	①		★	●				○									
第5条 津波による損傷の防止	地震以外の津波	②			★				○									
	基準津波	②			★				○									
	耐津波設計方針	①		★	●				○									
	電巻	①		★	●				★	※		○						
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	火山（事象評価）	②			★				○									
	火山（耐降下火砕物設計方針）	①		★	●				★	※		○						
	外部火災	④			●				○									
	自然現象（上記除く）及び人為事象	④			●				○									
第8条 火災による損傷の防止	火災防護対象機器	②			●				★	※		○						
	一般火災	②		★	●				★	※		○						
	ナトリウム漏えい・燃焼	②			●				★	※		○						
第9条 溢水による損傷の防止	①		★	●				★	※		○							
その他	使用済燃料の処分の方法	①		★					○									
—	技術的能力に関する説明書	—		★	●				○									

※ 設計成立性を確認するためのエビデンスとして、9月末に代表性の考え方についてご説明した上で、以下の情報を追加又は充実した「まとめ資料」を11月中旬までに提出する。

例 4条（地震）：
Ss-6による耐震評価結果の代表例
6条（外部事象）：
措置手順の基本的な枠組み
8条（火災）：
火災区画影響評価の代表例
9条（溢水）：
溢水区画影響評価の代表例

※令和4年6月1日 第14回原子力規制委員会資料におけるステータスを転記
注1： 審査進捗及び準備状況を踏まえ、スケジュールを変更する場合には別途相談の上、提示時期を調整させていただきたい（可能な限り前倒しでの提示に努力）。
注2： 令和4年6月1日の規制委員会資料でステータスが④とされている項目を「網掛け」とした。
注3： 地震津波班に担当頂く審査については、赤字とした。
注4： 補正時期は8/19会合を受けたJAEAの現状の希望。今後の審査で地震、火災、溢水について設計成立性（評価の代表性）を説明し、その結果の確認を頂いた上で補正を行う。